

証券コード 3920

2018年12月3日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目8番8号
アイビーシー株式会社
代表取締役社長 加藤 裕之

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2018年12月18日（火曜日）午後5時45分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 有明
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 第16期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、株主総会終了後に事業説明会を開催する予定でございますので、ご多忙とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要性が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.ibe21.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済・金融政策の効果もあり、企業収益や雇用・所得環境の改善が継続する中で、緩やかな回復基調となりましたが、主要国の政策と関連した海外経済の不確実性、中国を始めとする新興国の経済動向や通商問題等のリスクもあり、先行きは不透明な状況にありました。

情報サービス業界においては、市場を牽引してきた金融機関のシステム統合・更新、官公庁・地方自治体のシステム投資といった大型プロジェクトの減少により、足元における成長の鈍化がみられる一方で、政府が主導する働き方改革や、2019年に予定されている消費税増税や軽減税率制度への対応、さらにその翌年の東京オリンピック及びパラリンピックの開催といった社会的な要因によるITインフラ投資の増加が見込まれております。

企業では、基幹業務システム等の従来のITシステムの管理は維持しつつ、新たにクラウド環境上に構築したITシステムの管理が行われており、中長期的には、オンプレミス（自社運用）とパブリッククラウドとのハイブリッド運用ニーズが高まるものと思われます。特にITリソースやアプリケーション状況の監視、ITサービスのプロビジョニングやワークロード管理の自動化ニーズが増加しており、クラウド環境におけるITシステムの運用管理需要の増加とITオペレーション分析の拡大が市場を牽引し、また「安価な初期費用で最新の管理機能が利用可能で保守の必要がない」等のメリットがある、SaaS(Software as a Service)の利用が拡大するものと思われます。

当社は、こうした流れの中で、ハイブリッド運用ニーズに対応し「ITコストの最適化」及び「IT運用管理の効率化」に寄与する、自社開発のネットワークシステム性能監視／情報管理ツール「System Answer シリーズ」の販売・サポート、パートナー企業との連携強化を継続し事業を展開して参りました。また、24時間365日有人監視サービス「SAMS」等の顧客ニーズに合致したサービス提供や、ブロックチェーン技術を利用したIoTデバイス向けセキュリティサービス「kusabi™」等の成長分野における取り組みを進めております。

当事業年度において、ライセンスの販売については、引き続きパートナー企業との連携強化に努めました。新製品「System Answer G3」の新規大型案件の複数

受注、追加大型案件の受注及び更新案件の着実な積み上げ等により、堅調に推移いたしました。サービスの提供については、ライセンス販売の受注に伴い発生した構築・運用サポート需要への対応等を継続して行いました。その結果、ライセンスの販売については売上高906,001千円（前期比3.1%増）、サービスの提供については売上高181,629千円（前期比1.4%減）となりました。また、その他物販については売上高203,045千円（前期比32.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,290,676千円（前期比6.1%増）となりました。また、当事業年度の販売費及び一般管理費は811,021千円（前期比1.0%減）となりました。その結果、当事業年度の営業利益は202,193千円（前期比8.2%増）となりました。さらに、前期発生した、東京証券取引所市場第一部への市場変更に伴う上場関連費用が今期は発生しなかったことから経常利益は205,687千円（前期比21.5%増）、当期純利益は141,977千円（前期比23.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資額は31,284千円であり、その主なものは、社内用サーバの購入及び自社製品の機能強化に伴うソフトウェアを取得したものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、中長期的な企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 「System Answer シリーズ」のブランディング強化及び認知度向上

当社が独自に開発し、製造・販売する「System Answer シリーズ」のブランディングを強化し、また認知度を向上させる為、今後も積極的に展示会への出展やセミナーの開催を行うとともに、当社のWEBサイトを充実して参ります。

② 販売チャネルの拡充

既存パートナー企業との連携を強化するとともに、新規パートナー企業を開拓することで販売チャネルのさらなる拡充を図って参ります。

③ 「System Answer G3」の販売促進

新たな監視手法である情報管理に対応した「System Answer シリーズ」の新製品「System Answer G3」の販売促進を積極的に展開して参ります。情報管理とは、コンピューター・ネットワークシステム運用時に発生する数々の問題を的確に判断する為の情報や根拠をいち早く把握する為の監視手法です。

情報管理に求められる監視設定の自動化、分析の自動化、監視処理の向上、構造の簡略化等を取り入れた、「System Answer G3」の販売促進を通じて持続的な収益の向上を目指して参ります。

④ 顧客満足度の向上に向けたソリューション強化

顧客の課題をワンストップで解決するべく、IBCソリューションとして「System Answer シリーズ」を中心とした各種ソリューションの拡充を図って参ります。また、顧客満足度を高める為、顧客先において日々収集される膨大な性能情報や、要望、課題等を基に、機器性能指標コンテンツ(*)のサービス提供強化、展開を進めて参ります。

(*)機器性能指標コンテンツ

顧客ごとの日々収集される性能情報をクラウドに集約し、統計解析結果を提供するサービス。

⑤ 人材の確保と育成強化

事業の拡大及び成長の為には、より高い専門性を有する人材の確保とともに、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題となります。この課題に対処する為に、有能な人材を採用するとともに、新卒社員の採用とその育成を積極的に推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、以上のような考え方にご理解をいただき、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 (2015年9月期)	第14期 (2016年9月期)	第15期 (2017年9月期)	第16期 (当事業年度) (2018年9月期)
売 上 高 (千円)	977,054	1,141,495	1,216,295	1,290,676
経 常 利 益 (千円)	301,561	333,358	169,342	205,687
当 期 純 利 益 (千円)	182,705	195,205	115,105	141,977
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	46.04	36.15	20.97	25.20
総 資 産 (千円)	1,482,287	1,668,730	1,660,172	1,924,853
純 資 産 (千円)	1,168,098	1,366,704	1,503,040	1,692,199
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	216.41	250.06	271.47	297.20

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2015年5月28日付で普通株式1株につき500株の株式分割を、2015年12月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、表中では、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2018年9月30日現在)

- ・ネットワークシステム性能監視ツールの開発・販売・サポート
- ・ネットワークシステムの性能評価サービス
- ・ネットワークシステムの設計・構築、コンサルティング
- ・その他各種機器、ソフトウェアの販売

(7) 主要な営業所 (2018年9月30日現在)

本 社	東京都中央区新川一丁目8番8号
西 日 本 事 業 所	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目6番17号

(8) 従業員の状況 (2018年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63名	6名増	37歳0ヵ月	4年3ヵ月

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除きます。）であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(i) 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

該当事項はありません。

(ii) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

該当事項はありません。

(iii) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況 (2018年9月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	31,500千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2018年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,691,600株

（単元未満株式の買取による自己株式61株を含みます。）

(3) 株主数 3,599名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
加 藤 裕 之	2,046,000株	35.94%
プ ラ ス フ ジ 株 式 会 社	500,000株	8.78%
岩 井 靖	110,000株	1.93%
株 式 会 社 S B I 証 券	84,900株	1.49%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	81,100株	1.42%
村 上 彰	65,300株	1.14%
高 木 弘 幸	60,000株	1.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	57,300株	1.00%
松 井 証 券 株 式 会 社	53,700株	0.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	51,000株	0.89%

（注）持株比率は、自己株式61株を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が158,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況（2018年9月30日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2015年4月2日
新株予約権の数	5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権1個当たり 600,000円 (1株当たり 300円)
権利行使期間	2017年4月3日から 2025年4月2日まで
行使の条件	(注) 1
役員保有状況	(注) 2

(注) 1. 第4回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社の子会社、当社の関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していることを要する。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 第4回新株予約権について、当社役員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
監査役	5個	普通株式 10,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年8月18日付の取締役会（取締役会の決議に替わる書面決議）において、当社役職員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

	第5回新株予約権
発 行 決 議 日	2017年8月18日
新 株 予 約 権 の 数	2,770個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 277,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個当たり 300円 (1株当たり 3円)
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 金 額	新株予約権1個当たり95,800円 (1株当たり 958円)
権 利 行 使 期 間	2019年1月1日から 2024年9月18日まで
行 使 の 条 件	(注1)
割 当 先	当社取締役、監査役及び従業員
割当した新株予約権の数、目的 となる株式数、並びに割当者数	新株予約権の数 2,770個 目的となる株式数 277,000株 割当者数 59名 (注2)

(注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 2018年9月期乃至2020年9月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が500百万円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は原則として認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 第5回新株予約権について、当社取締役、監査役及び従業員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	132個	普通株式 13,200株	1名
監査役	117個	普通株式 11,700株	1名
従業員	2,083個	普通株式 208,300株	48名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 裕 之	営業本部、IoTセキュリティ事業部、 技術本部、管理本部管掌
取 締 役	高 木 弘 幸	
取 締 役	山 本 祥 之	㈱ODNソリューション社外取締役
常 勤 監 査 役	八 代 博 隆	
監 査 役	望 月 明 彦	望月公認会計士事務所代表 ディップ㈱ 監査役
監 査 役	大 島 充 史	大島会計事務所代表 東陽監査法人 社員
監 査 役	佐 藤 宏	

- (注) 1. 取締役の高木弘幸氏及び山本祥之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の望月明彦氏及び大島充史氏並びに佐藤宏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の望月明彦氏は、経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役の大島充史氏は、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役の佐藤宏氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有するものであります。
6. 当社は、高木弘幸氏、山本祥之氏、望月明彦氏、大島充史氏及び佐藤宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 2017年12月19日開催の第15回定時株主総会において、山本祥之氏が取締役に、佐藤宏氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 当事業年度中に辞任した取締役は以下のとおりです。

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
岩 井 靖	2018年5月31日	常務取締役
北 村 博	2018年6月30日	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）2名及び監査役4名全員との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の原因となった職務の遂行につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	62,010千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	16,014千円 (5,250千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	78,024千円 (7,050千円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額は、2006年9月26日開催の臨時株主総会において、取締役が年額3億円以内、監査役が年額5千万円以内と決議いただいております。なお、2015年4月2日開催の臨時株主総会において、当該報酬額とは別枠で、取締役及び監査役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の報酬額を決議いただいております。その額については、取締役につき、第4回新株予約権70個分の公正な評価額、監査役につき、第4回新株予約権7個分の公正な評価額を上限とすることとしております。
2. 当事業年度末日現在の取締役は3名(うち社外取締役2名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。上記の社外役員の数と相連しているのは、無報酬の社外取締役が1名在任していることによるものであります。また、取締役の報酬等の額には、当事業年度中に辞任した取締役2名に係る報酬等の額を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役山本祥之氏及び監査役望月明彦氏並びに監査役大島充史氏の重要な兼職先については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ・取締役山本祥之氏及び監査役望月明彦氏並びに監査役大島充史氏の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	高 木 弘 幸	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 本 祥 之	就任後に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	望 月 明 彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大 島 充 史	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐 藤 宏	就任後に開催された取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の実績等を確認及び検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の決議をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

〔内部統制システムの概要について〕

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程及び関係会社規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めます。

ロ. 当社及び当社子会社の各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行います。

ハ. 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を行います。

ニ. 当社は、当社及び当社子会社の取締役会・監査役会をはじめ、当社内及び当社子会社内の重要な会議をととして、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。

ホ. 当社は、内部通報規程に基づき、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取組みを強化します。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社は、取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定めコーポレートサービス統括部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行います。

ロ. 当社は、取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとします。

ハ. 当社は、関係会社規程に基づき、当社子会社の取締役に対し、当社子会

社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社子会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理します。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．当社は、当社及び当社子会社の様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めます。
- ロ．当社及び当社子会社のリスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。
- ハ．当社及び当社子会社のリスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、当社グループを挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行する等、組織的なリスク管理を行います。
- ニ．当社及び当社子会社の各部門は、関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行います。
- ホ．当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．当社は、取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けます。また、当社子会社の取締役会には各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。
- ロ．取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保します。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及び当社子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行います。
 - ロ. 当社及び当社子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、当社子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行います。
 - ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査します。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。
 - ロ. 監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととする等、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。
 - ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制、その他当社監査役への報告に関する体制、並びに当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととします。
 - ロ. 当社及び当社子会社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とします。
 - ハ. 当社及び当社子会社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とします。

- ニ、当社及び当社子会社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。
- ホ、当社監査役は、当社及び当社子会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。
- ヘ、当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

〔内部統制システムの運用状況の概要について〕

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名（当事業年度中に取締役2名が辞任した後は3名）で構成し、監査役4名も出席した上で取締役会規程及び関連規程に基づき開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。
- ② 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長に報告いたしました。
- ③ 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。また、月1回の定時監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況及び内部統制システムの整備・運用状況を把握しました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。
- ④ 常勤監査役は、稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、必要な場合は社内の重要会議に出席し、意見を述べました。

〔反社会的勢力排除について〕

① 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。また、当社は企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

② 体制の整備

当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、コーポレートサービス統括部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、現在当社は成長過程にあると認識しており、事業上獲得した資金については事業拡大のための新規投資等に充当することを優先し、無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には、何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

貸 借 対 照 表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,615,103	流 動 負 債	208,553
現 金 及 び 預 金	864,486	買 掛 金	60,371
売 掛 金	704,668	1 年 内 返 済 予 定 の	7,400
た な 卸 資 産	6,660	長 期 借 入 金	50
前 払 金	4,489	リ ー ス 債 務	39,200
前 払 費 用	25,011	未 払 金	20,264
繰 延 税 金 資 産	8,962	未 払 費 用	43,496
そ の 他	823	未 払 法 人 税 等	17,639
固 定 資 産	309,750	未 払 消 費 税 等	15,532
有 形 固 定 資 産	51,486	前 受 金	4,597
建 物	33,492	預 り 金	24,100
車 両 運 搬 具	0	固 定 負 債	24,100
工 具、器 具 及 び 備 品	17,993	長 期 借 入 金	232,653
無 形 固 定 資 産	20,676	負 債 合 計	
ソ フ ト ウ エ ア	20,676	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	237,587	株 主 資 本	1,691,500
関 係 会 社 株 式	88,430	資 本 金	438,430
出 資 金	10	資 本 剰 余 金	404,930
長 期 前 払 費 用	20,898	資 本 準 備 金	848,226
繰 延 税 金 資 産	13,318	利 益 剰 余 金	848,226
会 員 権	17,825	そ の 他 利 益 剰 余 金	848,226
保 険 積 立 金	41,111	繰 越 利 益 剰 余 金	△86
敷 金 及 び 保 証 金	55,993	自 己 株 式	699
		新 株 予 約 権	
		純 資 産 合 計	1,692,199
資 産 合 計	1,924,853	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,924,853

損 益 計 算 書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,290,676
売 上 原 価		277,461
売 上 総 利 益		1,013,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		811,021
営 業 利 益		202,193
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	3,502	
そ の 他	567	4,070
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	261	
株 式 交 付 費	314	575
経 常 利 益		205,687
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	131	131
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,737	1,737
税 引 前 当 期 純 利 益		204,081
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	62,701	
法 人 税 等 調 整 額	△596	62,104
当 期 純 利 益		141,977

株主資本等変動計算書

(2017年10月1日から)
(2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	414,730	381,230	381,230	706,249	706,249	—
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権 の行使)	23,700	23,700	23,700	—	—	—
当期純利益	—	—	—	141,977	141,977	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△86
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	23,700	23,700	23,700	141,977	141,977	△86
当期末残高	438,430	404,930	404,930	848,226	848,226	△86

	株主資本	新株予約権	純資産 合計
	株主資本 合計		
当期首残高	1,502,209	831	1,503,040
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権 の行使)	47,400	—	47,400
当期純利益	141,977	—	141,977
自己株式の取得	△86	—	△86
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	△131	△131
当期変動額合計	189,290	△131	189,159
当期末残高	1,691,500	699	1,692,199

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び原材料 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性並びに貯蔵品の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。

建 物	10～18年
車 両 運 搬 具	6 年
工具、器具及び備品	4～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

なお、見込販売可能期間につきましては、3年と見積もっております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

(6) 会計方針の変更

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 55,749千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 402千円

短期金銭債務 1,473千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,633千円

仕入高 26,628千円

販売費及び一般管理費 14,373千円

営業取引以外の取引による取引高

受取手数料 2,400千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,691,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 61株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 100,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,118千円
未払金	3,402千円
未払費用	2,441千円
減価償却超過額	856千円
一括償却資産	418千円
工具、器具及び備品	124千円
材料評価損	115千円
ソフトウェア	497千円
会員権	2,523千円
関係会社株式	8,783千円
繰延税金資産小計	22,281千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	22,281千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入れ等による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	864,486	864,486	—
(2) 売掛金	704,668	706,145	1,477
資産計	1,569,154	1,570,631	1,477
(1) 買掛金	60,371	60,371	—
(2) 未払金	39,200	39,200	—
負債計	99,572	99,572	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

当社では、1年超の売掛金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	当事業年度 (2018年9月30日)
関係会社株式(非上場) (*)	88,430

(*) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	864,486	—	—	—
売掛金	420,519	254,959	29,189	—
合計	1,285,005	254,959	29,189	—

7. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	16,250千円
持分法を適用した場合の投資の金額	16,690千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	407千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岩井 靖	(被所有) 直接 1.93%	—	新株予約権 の行使	12,000 (注2)	—	—
役員	北村 博	(被所有) 直接 0.70%	—	新株予約権 の行使	12,000 (注3)	—	—

- (注) 1. 新株予約権の行使につきましては、2015年4月2日開催の臨時株主総会決議に基づく2015年4月2日取締役会決議により付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 岩井靖氏は2018年5月31日付で取締役を辞任しております。本注記は取締役在任期間中の取引を記載しております。
3. 北村博氏は2018年6月30日付で取締役を辞任しております。本注記は取締役在任期間中の取引を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	297円20銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	25円20銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2018年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得の方法

2018年11月14日の終値(最終特別気配を含む)1,192円で、2018年11月15日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

(3) 上記取締役会決議に基づき2018年11月15日に取得した自己株式

(約定ベース)

取得した株式の総数 : 190,000株

株式の取得価額の総額 : 226,480千円

なお、当該決議に基づく自己株式の取得は、2018年11月15日をもちまして終了いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年11月16日

アイピーシー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貝 塚 真 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイピーシー株式会社の2017年10月1日から2018年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年11月14日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議し、2018年11月15日に自己株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月19日

アイビーシー株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 八 代 博 隆 ⑩

監 査 役 望 月 明 彦 ⑩
(社外監査役)

監 査 役 大 島 充 史 ⑩
(社外監査役)

監 査 役 佐 藤 宏 ⑩
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）につきまして、取締役の任期を2年から1年に変更し、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 〃 （条文省略） 13. （新 設） 14. （条文省略）	（目的） 第2条 （現行どおり） 1. 〃 （現行どおり） 13. 14. <u>ベンチャーキャピタル、ベンチャー企業に対する投資及びその養成</u> 15. （現行どおり）
（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2) <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削 除）

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等		
1	かとう ひろゆき 加藤 裕之 (1967年3月19日生)	1991年4月	ダイニック㈱入社	所有する 当社株式数 2,046,000株 取締役会への 出席状況 14/14回
		1992年7月	アライドテレシス㈱入社	
		2001年2月	ネット・チャート・ジャパン ㈱(現 ネットチャート㈱) 入社	
		2001年3月	同社取締役	
		2002年10月	当社設立、代表取締役社長 (現任)	
		【現在の当社における担当】 IoTセキュリティ事業部、ソリューション事業部、コーポレー トサービス統括部、内部監査室管掌		
	【取締役候補者とした理由】 加藤裕之氏は当社創業者であり、創業以来代表取締役社長として強いリーダーシップに より、当社の成長を牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。 当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが 必要であると判断し、取締役候補者としていたしました。			
2	たかぎ ひろゆき 高木 弘幸 (1952年11月26日生)	1994年1月	アライドテレシス㈱ 代表取締役社長	所有する 当社株式数 60,000株 取締役会への 出席状況 13/14回
		2006年12月	当社監査役	
		2007年12月	当社取締役(現任)	
		【社外取締役候補者とした理由】 高木弘幸氏は当社取締役就任以来、主に会社経営者としての豊かな経験と幅広い見識に 基づき、当社の取締役会において、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っておりまし た。今後もその経験・見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役候補 者としていたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役として の在任期間は、本総会終結の時をもって11年になります。		

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等		
3	やまもと よしゆき 山本 祥之 (1955年11月 4 日生)	1978年 4 月	東京コンピュータサービス(株) 入社	所有する 当社株式数 1,200株 取締役会への 出席状況 12/12回
		1985年11月	(株)インテリジェントウェイブ 入社	
		1995年 3 月	同社取締役	
		1999年 9 月	同社常務取締役	
		2004年 7 月	同社取締役 専務執行役員	
		2005年 2 月	同社代表取締役 社長執行役員	
		2013年 6 月	(株)ODNソリューション 社外取締役 (現任)	
		2017年12月	当社取締役 (現任)	
【社外取締役候補者とした理由】 山本祥之氏は当社取締役就任以来、主に会社経営者としての豊かな経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っておりました。今後ともその経験・見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。				
4	※ かじもと しげまさ 梶本 繁昌 (1959年11月17日生)	1982年 1 月	日本コンピュータ開発(株) (現 (株)アイネット) 入社	所有する 当社株式数 一株
		2000年 6 月	同社取締役	
		2002年 6 月	同社常務取締役	
		2003年 6 月	同社専務取締役	
		2006年 6 月	同社取締役副社長	
		2008年 4 月	同社代表取締役社長	
		2018年 6 月	同社取締役相談役 (現任)	
【社外取締役候補者とした理由】 梶本繁昌氏は取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役候補者として選任いたしました。				

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高木弘幸氏及び山本祥之氏並びに梶本繁昌氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と高木弘幸氏及び山本祥之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には同様の契約を継続する予定であります。また、梶本繁昌氏が取締役役に選任された場合は、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、高木弘幸氏及び山本祥之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、梶本繁昌氏が取締役役に選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役八代博隆氏、望月明彦氏及び大島充史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況等	
1	やしろ ひろたか 八代 博隆 (1960年7月31日生)	1981年4月 日の丸自動車(株) (現 日の丸交通(株)) 入社 1984年3月 ボルゲン電機(株) (現 株テクノエレクトリック) 入社 1992年6月 株長大 入社 1997年1月 株シンクプラス 入社 2007年9月 当社 入社 2012年12月 当社監査役 (現任)	所有する 当社株式数 12,000株 取締役会への 出席状況 14/14回 監査役会への 出席状況 15/15回
【監査役候補者とした理由】 八代博隆氏は、長年にわたる財務経理部門での豊富な経験を有しており、かかる経験・見識に基づいた助言による経営体制強化及び適切な指導・監督が期待できるため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。			
2	もちづき あきひこ 望月 明彦 (1968年11月26日生)	1992年4月 株大和銀行 (現 株りそな銀行) 入行 1995年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1999年7月 公認会計士登録 2002年4月 株ギャガ・コミュニケーションズ (現 ギャガ(株)) 入社 2005年1月 ディップ(株)入社 2007年7月 アーンスト アンド ヤング・トラutzクシヨシ・アドバイザリー・サービス(株) (現 EYトラutzクシヨシ・アドバイザリー・サービス(株)) 入社 2010年3月 望月公認会計士事務所 代表 (現任) 2011年5月 ディップ(株) 監査役 (現任) 2012年12月 当社監査役 (現任)	所有する 当社株式数 一株 取締役会への 出席状況 13/14回 監査役会への 出席状況 14/15回
【社外監査役候補者とした理由】 望月明彦氏は、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断したため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。			

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況等		
3	おおしま あつし 大島 充史 (1974年 5 月23日生)	2001年10月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所	所有する 当社株式数 一株
		2005年 7 月	公認会計士登録	
		2010年10月	東陽監査法人 入所	取締役会への 出席状況 14/14回 監査役会への 出席状況 15/15回
		2011年 8 月	㈱染野屋 非常勤監査役	
		2011年12月	大島会計事務所 代表（現任）	
		2014年11月	税理士登録	
		2015年12月	当社監査役（現任）	
		2017年 6 月	東陽監査法人 社員（現任）	
【社外監査役候補者とした理由】 大島充史氏は、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断したため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。				

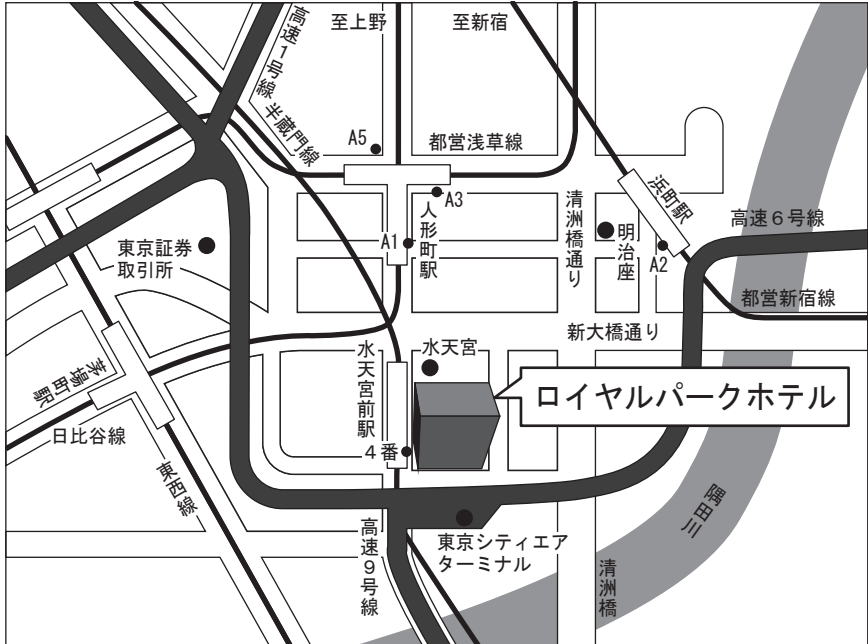
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 望月明彦氏及び大島充史氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社と八代博隆氏及び望月明彦氏並びに大島充史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、各氏の選任が承認された場合には同様の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、望月明彦氏並びに大島充史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

○会 場 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 番 1 号
ロイヤルパークホテル 2 階 有明
電話 03(3667)1111 (代表)



- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」4番出口とホテルが直結しております。
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A1出口より徒歩約6分
- 都営浅草線「人形町駅」A3出口より徒歩約8分